

神奈川県社会福祉関係者等表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県内の民間社会福祉施設等において多年にわたり社会福祉事業に貢献しその功績が顕著なものを表彰し、社会福祉の向上に寄与するため、表彰の取扱いに関する規程（昭和41年神奈川県訓令第7号）第3条第2項に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(表彰対象者)

第2条 この表彰の対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 社会福祉施設等の長及び社会福祉法人の役員であって、社会福祉施設等の長として2年以上の経歴を有し、社会福祉法人の役員歴を通算して原則として15年以上の者
- (2) 県、市、郡又は町単位の社会福祉団体等の役員であって、役員歴が原則として15年以上の者
- (3) 医師、看護師、保育士、介護職員、指導員等であって、社会福祉施設等での従事年数が原則として15年以上の者
- (4) 薬剤師、栄養士、調理師、用務員、事務員等であって、社会福祉施設等での従事年数が原則として20年以上の者
- (5) 多年にわたりボランティア活動を行っているもの
- (6) 知事が特に認めたもので、その功績が著しいものと認められる高齢者又は特に表彰を行うことにより、今後社会福祉等の向上に大きく寄与することが期待されるもの

(被表彰候補者の推薦)

第3条 次の各号に掲げる者は、前条の表彰対象者に該当するものの中から候補者を推薦するものとする。

- (1) 社会福祉施設等の設置者
- (2) 社会福祉団体等の長
- (3) 市町村長

(被表彰者の決定)

第4条 被表彰者は、前条の規定により推薦された候補者の中から審査会において選考し、知事が決定する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、知事が表彰状を授与することにより行う。この場合において、記念品を贈ることができる。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、原則として毎年1回行う。ただし、特別の理由があるときはこの限りでない。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、表彰に必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和59年7月1日から施行する。
- 2 神奈川県社会福祉関係者知事表彰要綱（昭和45年9月11日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成6年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年6月1日から施行する。
- 2 第3条第1項第1号の「厚生労働大臣表彰」には、従前の「厚生大臣表彰」を含むものとする。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月9日から施行する。